

司法書士法教育ネットワーク 第6回定時総会・記念研究会
学校と社会をつなぐ法教育 ～私たちはなぜ、法教育に取り組むのか～ (4-5)
2014年6月22日(日)午後1時30分～午後5時30分 京都司法書士会館にて

登壇者 角田 仁氏 元・東京都立小山台高等学校定時制 教諭
現・東京都立一橋高等学校定時制 教諭
森 香苗氏 司法書士 東京司法書士会会員
浅井 健氏 司法書士 京都司法書士会会員
佐藤 功氏 大阪府立旭高等学校 教諭
進行役 大野栄司氏 司法書士 大阪司法書士会法教育推進委員会委員長

【4】実践報告(2)

「どーせ変わらんし！」を乗り越える、「はたらくを学ぶ」授業

大野 佐藤さん、よろしくお願ひします。

佐藤 こんにちは。佐藤といいます。大阪府立旭高校で教員をしております。
ぼくは教員をやって30年になるんですけども、皆さんは、30年前と比べて、もしくは20年前、10年前と比べて今の世の中って良くなってると思われませんか？「もう(今は昔より)メチャメチャ便利になっていい」って言う方も何人かはおられると思いますが、否定的な方も多いんじゃないかと思われる。ぼくらの若いときには世の中ってどんどん発展して行って、昨日より今日、今日より明日はもっとよくなっているはず、進歩、発展しているはずや、ときき、生徒たちにもそう言ってきました。だから、「今、一生懸命がんばっていたらやがては「いいところ」にしっかり就職とかもできるよ」、と。でも、現実、どうか。労働とかの授業をやると、最初は生徒たちに謝るんですね。ぼくらの頃はまじめに学校行って休まんと無遅刻でやっといたらやがてどっか就職できるやろうと言われてきて、今、就職やっています。でも、そのときからずっと教師やってきましたみんなにはフリーターよりは正社員の方がいいよ、絶対、目先のことでフリーターになるより、正社員の方がええよ、ええことあるよ、正社員になろうよというようなこと、ずっと言うてきた。でもいまや3人に1人は、若い人は正社員になられへん、非正規でやってて、こんな世の中作った大人のひとりとしてごめんなさいってところから授業は始まります。
それともう1個謝ってるのは、すごくウソを教えてきたんですよ。バイトでも有給休暇もらえるよ、というように今は言ってるんですけど、ぼくはかなりウソをついてきたことがあるんです。バイトやったらもらわれへんけど、正社員やったら有給休暇もらえるから、だから正社員になろうや。バイトで時給で働いてるのに、時給でシフト入れなくてもお金もらえる、それはおかしいわな。でも正社員やったら月々もらえるから正社員になったらいろんな手当とかあるよ、だから目先のことでなくて、正社員になろうやと言うてきたこともありました。ごめんな、というのを最初に謝りながら授業をしているところがあります。
こんな世の中作ってきた者として、日本という国は憲法で健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有してるんやから、もし正社員でなかったとしてもきちんと食っていけるような、それで困ったときには誰に相談したらええのか、誰が教えてくれるんやということはいくらわかるような授業をやっていきたいんやというように言うて、はたらくを学ぶという授業をやっていきます。

今日のレジメといいますかこの資料（注：目次と15、16、20、21、22、25、26、27頁のみ参考としてウェブ公開。）、語れる範囲は少ないと思いますので、また、帰りの新幹線ででも読んでいただけたらと思ひまして、長いものをつけています。ぼくと井沼、首藤という大阪で教員やってる者3人で書いたところ、それをたまたま今日はぼくが語らせていただけるといふうにわかっていただけたらと思ひます。いろいろな方と大阪で2005年からはなりますけれども、法律家と教師で育てる法教育勉強会をやっています。法律家と教師で育てる「はたらくを学ぶ」勉強会ということで2005年より取り組みました。社会保険労務士の先生も、またNPOの人で働くことを考えて支援しておられる方とか、いろいろ入っていただいて学校で教えるのにぼくら教師ですけども、専門的でないこととか、わからんことはいっぱいありますので一緒にどうやって彼らにどう伝えられるかということで月1回くらいのペースで勉強会をやっています。そのへんのところをまとめたものがこの冊子だというふうに読んでください。

資料4頁をお願いします。いくつか実践事例をお話させていただきたいんですが、「アルバイトの雇用契約書をもらってみる」という実践、大阪でいくつかの学校で取り組まれています。ここに名前があります井沼淳一郎さんという教員が実践したものをこの資料で説明したような感じでしゃべらしてもらおうということなんです。アルバイトをやっている子の多い学校での実践なんですけれどもバイト先で本当にいとも簡単に生徒たちは言いくるめられます。雇用契約書なんてバイトやからないよと言われて、ああそうですか、というふうになってしまう。そこで雇用契約書をもらってみようよという実践をはじめたのがこの井沼さんです。そのときに一緒に下川和男弁護士さんとこの授業をやりました。

資料7頁をお願いします。さきほど言いました、10年前と比べて明るいですかというような話、世の中ちょっと今は暗いよなという話がいっぱいあるんですが、いろんなところで話させていただいたときに、この実践というのは明るい話なんです。10年前、20年前と比べてこの分野に関してはぼくらは実践が進んでると思ひますし、世の中良くなってると思ひます。10年前、20年前はぼく自身が間違っていたようにバイトは有給休暇とれないとか、バイトやったら今月売上少ないからごめんなと言われてたらしゃあないなと思ひてたんですが、今はそれおかしいと思ひてる高校生がいっぱい生まれました。で、そのあと、さきほど浅井さんが言われたアクションの段階まで、どういうふうにとったらええやろう、それも人間関係を悪くしないでどういうふうにとれるやろうということを学校で生徒たちと意見を出し合ったりとかしている、そんな実践なんです。

それで、このアルバイトの雇用契約書。例えば「店長すみません、雇用契約書下さい」と言うと「なんやそれ。生意気なやつやな」って言われて、「いやあ、たいへんなんですよ、うちの学校の政経の教師。これをもらってこなかったら単位もらえないんですよ。だからください」と生徒が言うから「まあ、しゃあないな」って、もらいやすくなるやないですか。そういうふうなところの発想からきてるものでもあるんです。資料7頁の真ん中の「■アルバイトの雇用契約書をもらってみる」のところ。

雇用契約書（労働条件通知書を）もらうことは労働基準法15条に明記された行為だが、実際には契約書が渡されずに働いているケースが少なくない。あらためて契約書を請求することで彼らの労使関係が悪くならないかという不安もあった。

というふうに井沼さんは述べています。3行とばしたところで

「生徒には、（契約書を）もらえなかったとしても、そのやりとりをレポートにして」と指示した。授業では、雇用契約書をもらってきた生徒に発表してもらい、グループ討論とS弁護士のアドバイスを組み入れた。

とあります。

このあと井沼さんはグループでこの契約書からみて、いいところ、変やなと思うところの討論をやって、それから法律ではどうなんやろうというところを弁護士さんからアドバイスいただきました。それを整理したのが「せーけープリント」（注：授業プリント1）というものがあります。パワーポイントも使えない、いまだに手書きのプリントを作っている、携帯電話も持っていない佐藤のものなのでこういうのなんですが。

左側、職場もいろいろなんで、契約書をとってきた生徒のもので。例えばウの生徒なんかは「有給休暇ってもらえた人いるの？」。波線のところなんかでは「授業では（有給休暇）“とれる”ってやったけど、本当のところ、周りでもらえた人いるのかなと私も思い始めた。」、現実には無理やろうと、この子は言ってます。それに対して、一方でエの子ですね、「でも私のバイト先は有休のことや交通費の説明をしてくれた。そのおかげでどうしても休みたいときに有休を使えてとても助かっている。」と。この文章がならんでいたら、お互いに、「え、そんなんあんのん？」となりますよね。その次、オですね、「正直、契約書をきちんと読んでいなくて、いつも更新していたけど、今回のこの課題がでて読んでみると、昇給の仕方や社会保険のこと、また、有給休暇のことも書いてあった。自分が働いているところは、店長に言えば有給休暇もとれるし、授業でやったような悪いところじゃないと思った。」と。ウチの会社はいい会社やとすごくうれしそうに言ったりします。

というようなことが雇用契約書のレポートです。で、おもしろいのは右側の雇用契約書をもらえなかった例です。もらえなかったのにもいろいろあります。うちの学校は進学する子がほとんどですので、バイトは原則禁止、でもちょっとやってるというふうな学校ですので、3年生にはこういう課題を出します。グループ作ってバイトしたことない子は、バイトしたことある人とグループになりなさいといった感じでします。

さきほど角田さんのところでは学校の先生と司法書士さんで劇をされたんですね。学校によってそのやり方は打ち合わせされて、さっきの小芝居ですか、誰がやったらいいですかというのは教員に質問されたいと思います。それやったら私と司法書士さんでやりましょうかというふうなんもありますし、学校のこの先生とこの先生でやったらおもしろいと言うてくれはるところもあるでしょうし、生徒でええのおりますよ、ということもあると思います。そこらはぼくらは教える方のプロですんで、そこらへんはどういうふうなやりまわしとか、ここのクラスは誰ですということはぼくらがやれることです。そこで専門家としての司法書士さんをお願いしたいことは、後でもういっぺんお話させていただきたいと思います。ここではちょうど文化祭のすぐ後の授業でしたんで、各クラスで文化祭の主役だったような「そら君しかおらんやろ」という感じで配役決めました。「私」役がいい人で、「バイト先の人」役というのはあんまり良くない人になってるんで。例えばここ（注：授業プリント1、右側）では大阪弁ガンガンで生徒がレポートを書き寄ってきたものを、シナリオ風にぼくが書いたものなんですよ。それでは、事務局の田實さん「私」をやってください。

田實 はい。
佐藤 バイト先のオーナー役は、誰がいいですか
田實 オーナーは悪い人ですか？（会場・笑い）
佐藤 いや悪い人では・・・。
田實 選びにくいな。・・・では、会長の西脇さんで。

佐藤 では、西脇さん、バイト先のオーナー役お願いしますね。Aくん、Bさん2種類の場合があります。では、田實さん。「私」の方からお願いします。ナレーションはぼくがやります。

私＝A（田實）「雇用契約書ってやつ欲しいんですけど」
バイト先の人（西脇）「なにそれ？」
私「バイトとかするとき詳しく書いてある紙なんですけどー」
バ「ほほー、そんなんあるんやー。でも、うちにはないでー」
私「え、どこにでもあるって先生に言われたんですけど」
バ「うちは個人経営やからな」
ナレーション（佐藤）：コレ以上言うと気まづくなりそうなので、
私「あっ、はい、わかりました」
バ「ごめんなー」
私「いいえー、ありがとうございます」

佐藤 大人やねえ。（会場・笑い）ではBさんにいきましょう。

オーナー「飲食店やったら最大手の会社しかつくってないみたいやわ」
私＝B「学校の授業でいるんで作ってほしいんですけどいいですか？」
オ「大変らしいから友だちのん借りてくれへん？」
私「わかりました。ありがとうございます」
オ「授業で出すものじゃないみたいやで」
ナレーション：って言われてだいぶ腹たった。
私「政治経済の授業のフィールドワークなんです。わざわざありがとうございます。ありがとうございました。」
ナレーション：というと、長文のLINEがきて、
オ「オレは労働基準法全然わからんねん。うちのを授業でやっても全然アテならんと思う。税理士に聞いたら、どっかに頼まないとダメらしく、10万円くらいいるらしいねん。うちで働くのを覚えるのは人間関係とかお客様にありがとうございますをもらってどう帰ってもらうか？とか、個人店のやり方になるわ。そっち側の勉強したほうがいいと思うわ！ 大学行ったときに大手の会社に勤めたら労基とかきっちりしてると思うし、たぶん労働契約書出してくれるらしいわ。俺では力になれへんわ。悪いな。他の事なら聞いてくれ！」
ナレーション：と読んでる途中から話ずれてるなーって思ったけど、
私「そういうことじゃないんです」
ナレーション：っていうのは言わないでおきました。ちゃんと学ぶこと学んどかないとあかん、とと思いました。次働くときは個人店でもちゃんとした、常識がわかってる店長さん、オーナーのもとで働きたいです。

（会場・拍手）

佐藤 ありがとうございます。（注：質問を振って）浅井司法書士、こういう店、どうなんでしょう？（会場・笑い）。ここで、法律の専門家である

司法書士さん、この時の授業では弁護士さんだったんですけど、ひとことをいただいて、これはどうなんやろうという話をさせていただきました。

これは井沼さんの書いているところで、資料13頁の一番下のところで、「■契約書をもらってみることで生まれた変化」というところがあるんですけど、ここでいくつかの変化があらわれています。

- ① 現実に労働法違反を是正・・・契約書を作っていなかったバイト先で、契約書を作ってくれるようになった。
- ② 現実に労働法違反を是正・・・現社の授業を行った4月～6月のあいだに、最低賃金違反の5職場がすべて改善された。うち、3職場は契約書発行がきっかけとなった。

そりゃ文書に残せませんからね。

- ③ 共同学習主体の形成・・・もらってきた契約書を共同で検討する授業を通じて、自分の仕事を客観的に見る目が養われた。

そこでやりとりするなかで、あかんやろこの会社。それがもし解消されたらどうなんねん、職場万々歳かというのと、違う。今まで高校生のバイトがやった仕事を店長さんが全部やるようになって。で、高校生が言うんです、このまま行ったら店長ぜったい過労死になるでと。このあと、じゃあ店長さんに聞いてみよう、そういう授業につなげていく。それで店長さんのこと、どんな状況やというようなことを聞いていくことになります。

このときにこんなやりとりがあるんですよ。「どないすんの、この契約書」「授業で使うんです」「授業でどない使うねん」「いやあ、あんまりわからんのですけどね。持っていってみんなで話すんです」「どない話するねん。みんなで見せあうんか。プライバシーとか大丈夫か」「そこら消すらしいです。消してみんなでここどうや、法律はどうやとやったあと、そのあと弁護士さんが一言いうてくれはるらしいです」「弁護士！ちょっとそれはなあ」、とか、そういうふうな会話になったりする。

ここの部分はたまたま「弁護士が」とやりましたけど、司法書士さんでもいいです。司法書士さんのお仕事というのは、司法書士さんという方がおられるということを知らんところもありますんで。司法書士さんがこの頃こういう仕事もされて、簡易裁判所で、というような中で、法律の専門家が後ろについてるんかとか、浅井さんがいわれたアクションの支援のひとつになってるんだと思います。

資料15頁以降が「3.“なんか変だ”から「アクション」へ」という、私、佐藤が書いたところなんですけど、資料20頁お願いします。これなんかは、先ほど小山台高校で司法書士さんが入られて、相談もやったということがありました。そこまで学校の中へ入ってきていただいて相談するのはできてないんですけども、いつも一緒にやってる下川弁護士という人は、いつも言っておられるのは、「君ら卒業したあと、誰に相談する？」と。弁護士さんにと言う子も、司法書士さん、法テラスとかもいます。下川弁護士は、「とにかく一番最初に相談したらいいのは、高校の社会科の先生や。社会科の先生ははっきり言って何も解決できません。できませんけれども、こんなときはだれに言うたらいいとか、こういうときはこの人に相談したらいいとかいうのは社会科の先生は知っています。だから高校に帰ってきてそういうふうにするたら、佐藤先生なんかは下川弁護士に言うたらどうかとか、そういうふうにつないでいくと思う。でもそういう誰に相談するかというところは持つときや。」という話をされます。その一個

の例で、資料20頁の「問題5」というところはテストの問題にしたんですけれども、実際こういうメールがぼくに來たんです。実話です。

S先生が以前A高校で教えていたN君から、下記のような助けを求めるメールがきました。

「お久しぶりです。A高校（前任校です）元2組のNです。～」

何があったのかというと、食中毒を起こして休みをとったのですが、佐藤の授業で有給休暇をとれるはずと習った。N君はだいぶ長い間働いた。

「～目標としては「有給休暇」の申請を目指しています。もう2年以上は働いていますし、条件は満たしていると思います。バイト先はM（※大手ファストフード店）です。ためになるお話などぜひききたいと思っています。連絡をお待ちしています。」

というメールがきました。ぼくの前の学校の生徒ですので、ひさしぶりなんですけど、よく覚えていてくれたな。とりあえずはというところでぼくは資料21頁にありますような、こういうメールを返したんです。

**「ご依頼の件、まず「大阪労働局」のHPを見てみよう。」
「会社と交渉するなら、有給休暇についてもHPに詳しい案内があるので、それをプリントアウトして持参してみよう。」**

するとその日の深夜、もうすぐに返信がきたんですね。段落のないケータイからのメールはたいへん読みにくいものでしたが、すぐに返信がきました。

「いろいろ会社につきつけました！有給休暇みとめてもらいました！！我が店初の有給休暇だったので皆のヒーローになりました(^o^) やっぱ法律はしっとくほうがつくですね！！佐藤先生がいつかゆうてたとおりですね！なんか八月中旬のことだったので九月の給料でつけることができないみたいなんでとりあえず有給休暇はためときます。でも先生のおかげで会社にみとめさせました。ありがとうございます。アルバイトの権利、すごくためになる授業でした。今すごくおもいます。法律をすることは自分をまもることにつながります！是非教え子たちにつたえてください！！(^o^)」

というようなのがその日の晩に、すぐ返ってきたんですよ。ああーって思いました。でもそのN君っていうのは、授業中はぜんぜん聞いていないような子だったんですよ。それが後になったら、こっだけ「あのとき先生言うてましたね」「ほんまに聞いてたんかいよ」というような会話をやったのを覚えています。

彼はうまいなあと思ったのは、群馬県かどこかの労働局が出しているのがすごくええんやと。いっぱい調べたみたいです。それを出してきて、それを2部作って店長さんに見せた。見せたら店長さんは、はじめは「何を言うてんの。時給で働いてんのやで君ら。ええか、わかってるか」というふうだったと彼は言うてました。「じゃあ、エリアマネージャーにあとで見せます、ありがとうございます」と言ったら、店長は「ちょっと待て、エリアマネージャーに見せる前にちょっと待てや。それはおれから見せな

あかんやろ」と言うて、店長からエリアマネージャーに言うた。そうしたらエリアマネージャーは「その子、よう勉強してるな。そらみんな言うてきたら、認めなあかんやろ」とかいうふうに。彼がいちばんうれしかったのは、次の日に、彼の申出があった有給休暇は認める。他の者も出したいときには仕事やりくりせなあかんから早く言うてや」と言われたこと。それまで彼のことを「お前らそんなんやったらあかんやろ。考えてみいや。自分の歳を考えてみいや」と悪し様に言うていた人が、「おれらもとれるんですか」と。そこで変わったんです、その店は。言うてみてよかった、みんなからそう言われたということが実話としてあるんです。

そういうふうな彼らの勝利の話はすぐに伝わります。今の学校ではあまりないんですけど、前の学校というのはどちらかというとしんどい子が多いんですけど、最近是有給で修学旅行に来てる子が増えました。それはあそこのスーパーは有給とれるねんでというのがスッと流れるんですよ。うちはないよねとか。それで授業でこういうふうな根拠があるということを知ったら、うちはどうなんですかというのを、それもうまいこと、店長に直接言うんじゃなくって、まず、店長以上の力を持っているパートのおばちゃんあたりにうまいこと言うて、そこから言うてもらおうとか、そんなやりかたをしたりとか。そういうふうな例がいくつか出てきたらやっぱりそこらへんのところは、最低賃金以下は、ほぼ今はないです。あるかもしれませんですけど、あるところは契約書を出してないかもしれませんですけど。そういうふうなところで良くなった。

この「せーけーぷりんと」の裏のところ（注：授業プリント2）なんですけど、大阪労働局HPの雇用契約書の明示義務のところですよ。これを4人ぐらいのチームを作って、雇用契約書、彼らがもってきたものをストックして、隠すところは消して、アイウエオとか符号をつけて、3枚各班に配って、そして労働契約の期間書いてるかとか、有給休暇、賃金のこと書いてるかとか○、×を入れていくというふうな作業をします。やっぱり彼ら知つとかんとあかんなどというのはこれなんですよ。有給休暇なんかは「法律による」とひとことだけ書いてあるやつがある。よくあるんですよ、法律による。それは労働基準法どおりやから、これだけ以上やたらだせるよ、という意味なんですけど、法律によるだけだったら、知らなかったらならないとなる。ないとなるから×してくださいとやる。それを弁護士さんから法律ってなんやと、これは労働基準法というふうな話で知つといたら、書いてあるんやから自信持って言えるねとか、そういうふうなことを言ったりしています。

もらわれへんときどうしたらええんやという、大阪労働局のHPからダウンロードできるんですよ。ひな形みたいなのがダウンロードできる。そんなんうちはもらわれへんでというときは、ダウンロードしたのを渡して、これに数字だけ入れてくださいと。労働局こない書いてあると渡したら、書いてくれるというふうなことを教えてくださったりしてます。専門家はそここのところよく知っておられて、ぼくらそんなこと知らなかったなと一緒に教えてもらっています。

おもしろいのは一番下の「4人で考えよう」。彼らに一番ここで働きたい会社はどれや、働きたくない会社はどれや、理由とかいろいろ出してもらおうんですけども。そのときに最初は、とにかく給料が多いとか、時給が高いでとかになるんですけども。ここで一番働きたいのはほぼ○、○、○が並んでいるところ（注：雇用契約書に個々の条件を書いてあるかどうかを○×？で記入させた回答欄のこと）なんですよ。少々時給が少なくても、きちんと全部法律守ってやってくれてるところはすごいいいな。そこで働いているというこうことは、すごい彼らにとっては誇らしくて。う

ちの会社、確かに時給低いけどみんなええ人やでとか、すごいえらそうにしてるんですね。だからそのへんのところなんかは会社のイメージやとかいうところですごく良くなってるなというふうなのは会社の人に伝えたいなと思ってるんです。

一方で権利はこれだけあります、ありますと言うて、目の前の子どもたちがバイトしているところ、それとか、就職するところは その権利を全部よっしゃ、認めるわってやったら会社が危なくなるようなところがいっぱいあるんですね。中小企業で。中小企業の方がどんだけ苦労しながら仕事をしておられるのか。きみたちも含めて働く人の家族も含めてしっかりとその人たちを幸せにするのがうちの仕事やおっしゃる。おっしゃりながらも、ごめん、あかんねん、ここは法律どおりでけへんねんとおっしゃったりする方もおられたりしてるんで。

資料22頁から後は、経営者と組合の青年部長と一緒に来てもらって子どもたちの前で話していただいたものです。おもしろかったです。最初は2人とも、社長さんの方は、いっぺんは彼と飲ましてもらわんとオレはできへんとか言われて。飲んだあと、いろいろ語りあったら、目指してるところは案外同じやねという部分もあるんですね。そこらへんで悩みとかもお互い言い合ってとかというのも経て、生徒たちの前に出しました。すごく思うところは、大人というのは子どもたちの前ではみんないい人になろうとするじゃないですか。いい人の部分も出してくれているんでそこらへんはすごくいい、正の循環が発生してるなあと実感で思っているところです。非常におもしろかったので見ていただければと思います。

そのとき、社長さんの話を聞いてわかったことが、彼が言うんですよ。「先生、社長なんかな、何も教えられてない。登記さえすれば社長になれる。でもそのときこんな義務があるよとか、こういう法律があるからこうせなあかんよとかは教えられてないんや。ぼくらは勉強せなあかんよな」とか言うんですよ。だから昔の構図では資本家は労働者を働かせたくって搾取して自分だけが肥え太っている。確かにそういう人はおられるかもしれないけれどもこの問題はあ一面では一生懸命同じようにやっている経営者が知らんからそういうふうになっている部分がある。もしわかったらなんとかしようとする部分もいっぱいあるんじゃないかと思っています。そこらへんはぜひみなさんも含めて、ぼくら外部の方と一緒にやるなかでどう伝えたらいいのかを考えたいなと思ってる場所でもあります。

そのへんのところで子どもたちに言うのはぼくらの仕事です。子どもたちが一方でありますね。そんなん納得してるんで、かえってその子ら頭打つやろ。その子らがはい、はいって言うてたらええのに、要らんこと覚えてもうて、そこで権利やという主張して辞めさせられたら学校はどう責任とるねんと。すごく言われました。だから、いつも言うてる、さっきも言いました、人間関係を悪くしないでどうしようかというのをまず考えてと。辞めるとなったらどうしようかと。辞めるのもひとつの選択肢で、残ったとしても人間関係が悪くなってというのはどうやろう、とかいうの生徒たちによく話しています。そのへんのところを法律家の方々といろいろ教えていただきながら、どうしたらアクション、行動にどういうふうにつながられるかと考えています。

この本は、ベタな『えーっ!バイト高校生も有給休暇とれるンだって!』(注:航薫平著、フォーラムA発行、2012年)と言う名前のそのままの本ですが、ぼくらの研究会でやった実話をもとにノベライズを、こういうマンガ描ける人もおるんですね。マンガで描いて、それからさっき言いました労働組合青年部の中畠聡さんという方に、よくある質問コーナーで「有給休暇はとれるんですか」「とれます」とか、「会社が有給休暇を認

めない。上手に認めさせる方法がありますか」とかいうQ&Aを入れたりというふうにしています。資料18、19頁。ここなんかはこの本を授業で使ってるんですね。ここからさっきのN君の話をもとに、こういうふうにプリントで書いて、「やめて野々垣くん。早希かなしいわ」と言う大好きな早希ちゃんに軽蔑されかかっているN君を、「さあ、あなたならどう助ける？」とグループで考えてみようっていう討議をしてみます。なかなかおもしろいんです。経験があったら「エリアマネージャーに言う」というのはよく出てくるんですね。彼は実際にはこうやったんだよという話をしたりとかもします。

「すぐ裁判をする」「社長に言う」って意見が出るんですけど。「社長に言って、社長を説得する」という勢いは大好きなんですけど。「社長はどこにおるんや？」「東京や」「そこまで行ってアポはどうするんや」と。たとえば、「先生のこの本を買って、会社のトイレにポコッと忘れたふりで置いて」というアイデアが出たりとかもあります。

そんな感じで一般の人にもどう伝えられるのかというのはこれからしていきたいなと思います。出版不況でこの本はまだ在庫があります。良かったら買ってください。そう言いながらこの本を、航薫平（わたり・くんぺい）というのは私のペンネームですが、この本をNHKの方が、今こういうことをとりあげようという企画があるんです。ブラック企業ということもありますし、いまちょうどやってるんですよと言ってきた。「オトナヘノトビラTV、“働くルール”」を学ぶという番組がありました。それが、先月、5月のおわり（注：Eテレ、2014年5月29日放送）にあったんですけども、反響が大きいというので、今日、午後3時半からEテレでアンコール放送をやっています。

そういうところでお話をさせてもらって思うことなんですけど、司法書士さんにぼくら教員の立場で望むことをもうちょっと語らせてください。ひとつは、先ほどから言いました法律の専門家として事例を知っておられるじゃないですか。さっき森さんから出していただいた「事例」。私はこういう事例でこういうことをしたよ、というようなことは、ぼくら教員は語れないですよ。具体的にこんな事例があって、そのときにこういう相談をこういうふうにするたら解決した、しなかったも含めて、こんなことをやったというのはぜひ教えてもらいたいです。もうひとつがさっき言いました司法書士さんという看板を持っておられる方ですので、その方と一緒に授業をやって、生徒たちがそれをもとに動いてというばあいにはすごく力になるんですね。ただ単に何も持っていない高校生、ある親御さんは「高校生に肌着一枚着させて（学校を）出してやってください」という言い方をされるんですけど、そこは大きな違いだと思うんです。学校があり、それに専門家の方が彼らについてやってくださってるというところ。そのへんのところはお願いしたい。

もうひとつは素敵な大人のモデル。ぼくは大阪の司法書士会の方々に消費者問題のことだとか、契約の原則のこととかお願いしてやっていただくことがよくあるんですけども、労働のことなんかはこれからはぜひ一緒にできたらいいなと思っているところです。司法書士さんて何してるのと、後から言うてくる子がいますね。司法書士になるにはどうしたらええの？とか。厳しいねんとかいうふうな話もしながら、あ、こういう仕事があるのかというふうな。そこで一生懸命やっておられて、わざわざ空いてる時間に学校に来て、君らに何を伝えようとしているのか、何でこういうことを伝えようとしているのか。消費者問題のときには、事務局長の小牧さんがよく言うておられました、もうちょっと学校で、ちょっとでも教えてくださったら、クーリングオフがあるとか、最初に教えてくださったら、あの

子らはこういう被害に遭えへんかったのにというふうな。それを君らに伝えてくださるんやと。そんな仕事を素敵やなと思う人、そういうふうな生き方を素敵やなと思う人が生徒にはおりますので、ぜひそのへんはしっかり言っていただけたらなと思います。

(ここで約5分間、上記のテレビ番組の録画を再生)

佐藤 高校生はすごくいいことをいっぱい言うてくれて、彼らの考えとか言うてましたけど、あんな全部教えてないんですよ、それでもああいうふうに言ってたんは、下川弁護士や誰かが話の中でそういう話をして、そのへんのところで残ってたんやと思います。

さっきの下川弁護士は授業が得意な方で。1時間まるまるやるよというの也有りですけど。さきほども言いましたが、教えることはぼくたちの仕事やと思ってるんです。そのへんのところは司法書士会のみなさんがすごいなというのは、最初の打ち合わせをすごく念入りにはしていただけるんですよ。どこまでやりましょう、どこまでお願いしましょうということでも、司法書士のみなさんも教員免許もっておられる方もおられれば、そういう生徒に教えるのはちょっと苦手やなという方もおられると思うんです。そういうところなんかは、役割を何パーセントくらい分担して教えましょうとか打ち合わせしながらできれば、どっちもおいしいんじゃないかと思いました。

最後に資料2頁に「縁結び教育7か条」(注：下記)というふうに書いてます。ぼくたちは縁結び教育というてんですけど、外部の方を呼ぶ側、呼ばれる側、生徒たちみんなメリットがある三方良し。それがこの授業かなというふうに思っています。

注：参考「縁結び教育7か条」

- ① 呼ぶ側、呼ばれる側、生徒たちともメリットを得られること。
- ② 違う価値観をもつ人と接することで、生徒が社会化する。
- ③ 教師も生徒も「学校の常識」から解放される。
- ④ その後の生徒の世界が広がる可能性がある。
- ⑤ 外部の人が入ることによって、日常の教師対生徒の関係からは見えない(現れない)生徒のもつ姿が見えてくる。(生徒の再発見ができる)
- ⑥ 生徒の教師を見る目が変わる。
- ⑦ 外部の人が入ることで、学校組織が活性化する。

教師のねらいは④にありますように、その後の生徒の世界が広がる可能性がある、初めて会った方に、「こんな方もおられるんか」というふうな可能性があると思っています。でもこの中で特に思ってるのは⑥なんです。生徒の教師を見る目が変わる。あの先生、あんな人と友だちなんやなと。ぼくらが持ってない力を、あなたと一緒に教えてもらいながらできる。⑦の外部の人が入ることで、学校組織が活性化する。学校というところは自分たちだけではなかなか動かないところですので。先ほどの東京の例でいえば、ぼくが一番質問したいのは、生徒たちは「学校の先生にこんなことをされた」という法律相談はなかったのか。(会場・笑い)そんなことも考えながらお聞きしていました。

これからもよろしくお願ひします。ありがとうございました。

大野 佐藤さん、ありがとうございました。